

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 16 日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 段 代 俊 則

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 4 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 13 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 4 月 2 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 18 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 18 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 尾道市久保町字奥猿坊谷 |
| | 地 番 | 4 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 0 0 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尾道市久保町字奥猿坊谷 4 4 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 4 4 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 1 5 . 4 6 平方メートル
2 階 5 4 . 1 5 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 1 月 2 0 日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 段 代 俊 則

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号 1】

本件土地の一部につき、売却対象外の建物（家屋番号 1 9 7 1 番）のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

売却対象外の土地（地番 7 3 番 4、地番 7 3 番 1）を通行のため無償で利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 尾道市久保町字奥猿坊谷 |
| | 地 番 | 4 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 0 0 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尾道市久保町字奥猿坊谷 4 4 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 4 4 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 1 5 . 4 6 平方メートル
2 階 5 4 . 1 5 平方メートル |



令和 7年 (ヌ) 第 18号

令和 7年 11月 19日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所福山支部

執 行 官 杉 原 弘 展

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|----------------------|--------------------|--|
| 1 | 所 在 | 尾道市久保町字奥猿坊谷 | | |
| | 地 番 | 4 4 番 1 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 3 0 0 . 0 0 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 尾道市久保町字奥猿坊谷 4 4 番地 1 | | |
| | 家屋 番号 | 4 4 番 1 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 1 1 5 . 4 6 平方メートル | |
| | | 2 階 | 5 4 . 1 5 平方メートル | |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	未実施
土地	物件 1
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 雑種地(物件)
形状	☐ 公図(法 14 条 1 項地図)のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有して、占有している ☐ その他の者 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	☐ ない ☒ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件 2
種類・構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 上記の者が本建物を 住居 として使用している。 ☐ その他の者 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	☐ 建物図面のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目 的 外 建 物 の 概 況（物件 1 関係）	
所 在	尾道市久保町字奥猿坊谷 4 4 番地 1
家 屋 番 号	☐ ない（未登記） ■ 1 9 7 1 番
種 類	■居宅 ■物置 （公簿 居宅）
構 造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 （公簿 木造瓦葺 2 階建）
床 面 積（概略）	1 階 約 5 4 m ² , 2 階 約 2 4 m ² （公簿） 1 階 4 2 . 9 7 m ² , 2 階 2 3 . 1 4 m ²
所 有 者	■土地所有者 ☐ その他の者（ ） ☐ 不明
建 築 時 期	☐ 年 月 日ころ ■不明（昭和 5 8 年以前）
建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者（ ） ■不明
そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

そ の 他 の 事 項

物件1の土地は、物件2の建物及び本件所有者所有の目的外建物（1971）の敷地として利用されている。

物件1の土地は、その南東側を里道（公図上は地番の記載のない狭長地）に接面している。ただし、自動車等での通行は北側私道（73-4、73-1）を介してなされている。

本報告書に添付した写真には、広角で撮影したものがある。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A (所有者の妹(同居))	本件建物は所有者が住居として利用しています。 本件建物の西側にある建物（目的外建物）は、本件建物を建てる前にあった古い建物の物置として利用していたもので、この建物も本件建物と同様に所有者が相続したもので、当家の物置等に利用しています。 本件建物の裏（北側）の道路は、親族が所有する私道で、古い建物があったところにも利用していました。 通行料等の支払いはしていません。 本件土地建物については何人との間にも貸借関係はありません。

執 行 官 の 意 見

本件土地建物には、所有者の妹の陳述に沿った占有が認められた。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 9月20日(土) 11:00-11:20	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 所有者から占有状況等聴取
7年10月 6日		期日通知書兼賃貸借等照会書送付
7年10月 7日	広島法務局尾道支局	公図, 地積測量図, 建物図面, 登記 事項要約書交付申請
7年10月20日 10:45-11:40	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 所有者の妹と面談
7年11月12日	広島法務局尾道支局	発令外建物の登記の有無調査

(特記事項)

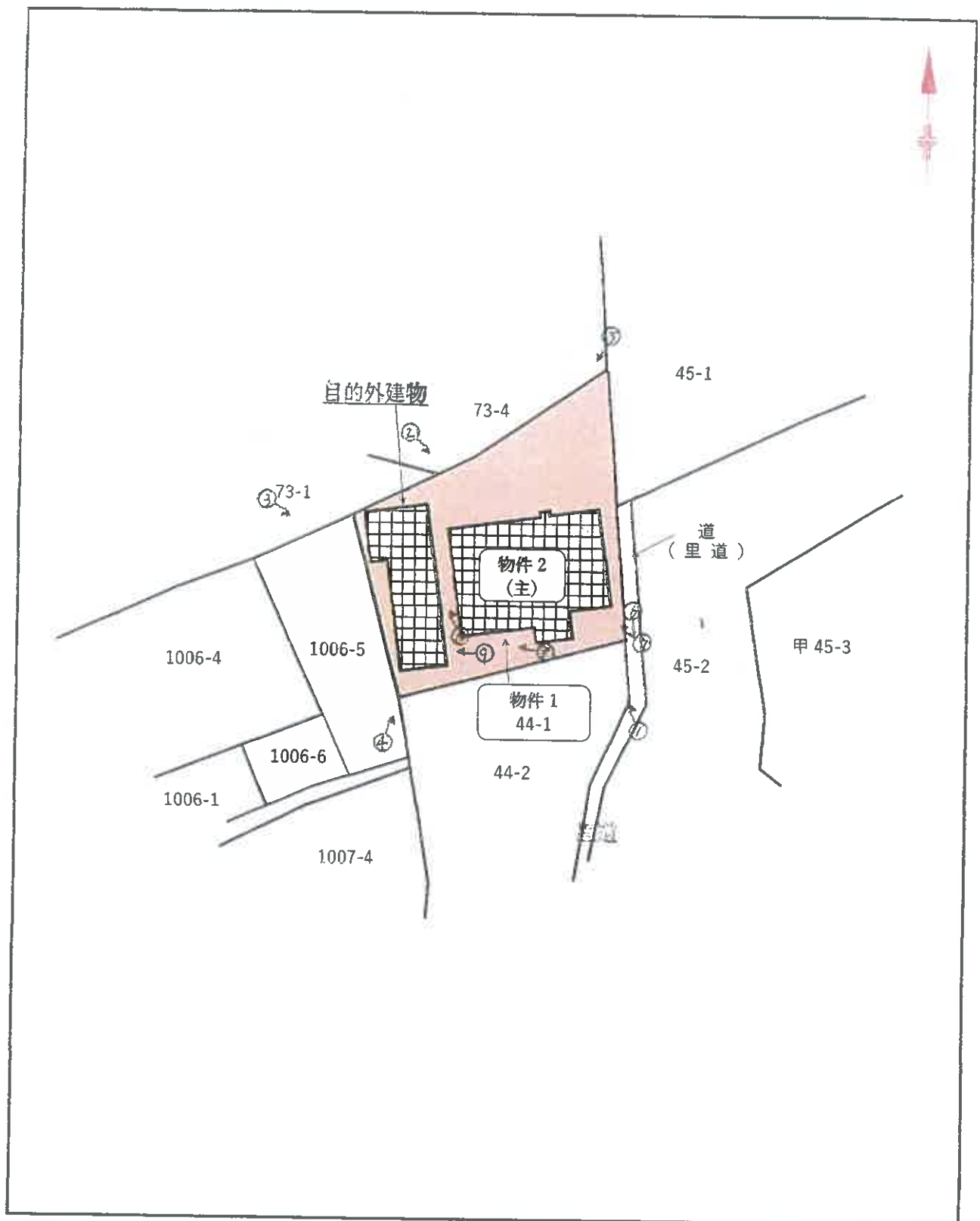
☒ 令和 7年10月20日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

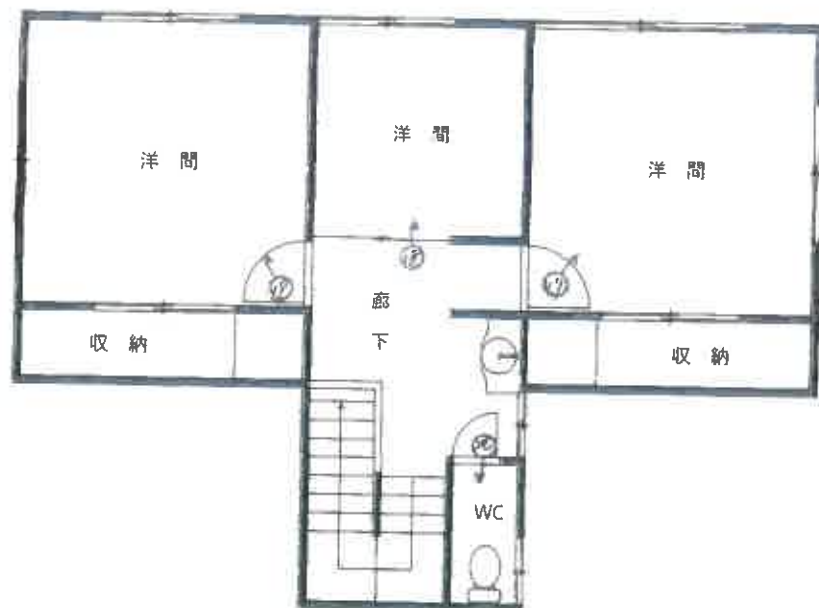


土地建物位置関係図

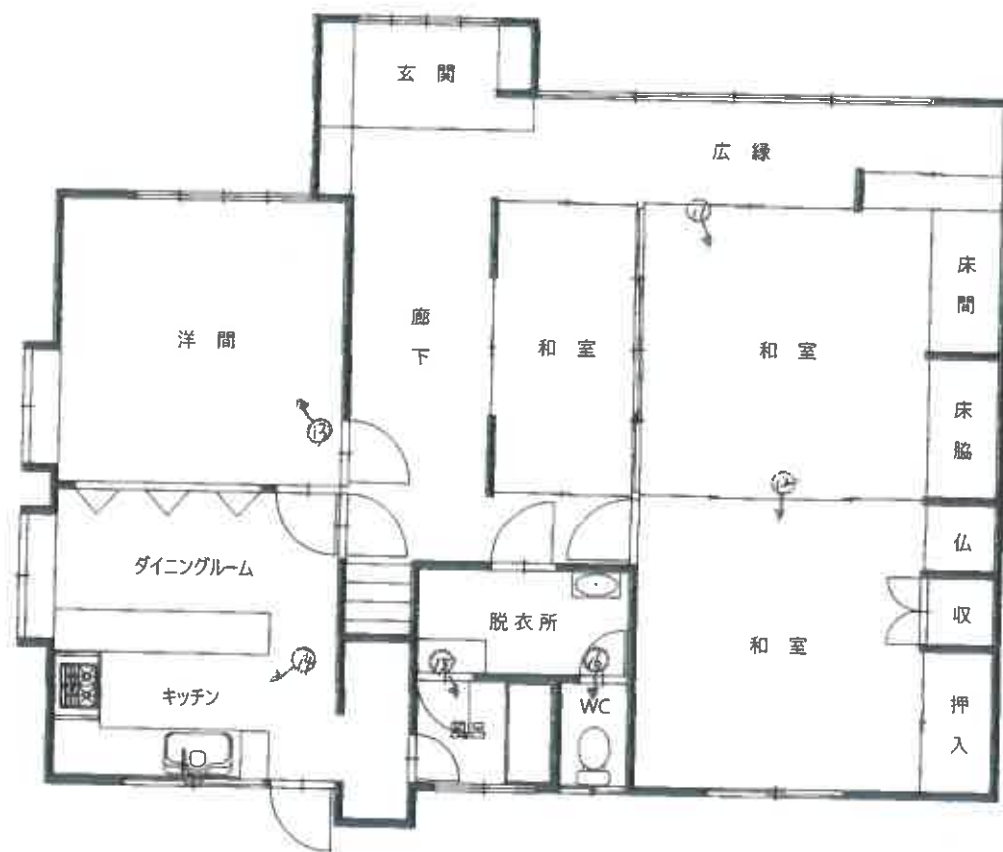
1/free

本図面は法務局備付図面・航空写真・現地調査結果を基におおよその位置関係を記載したものである。

【2階】



【1階】



概略建物間取図

主たる建物

scale ≒ 1 / 100

写真1



写真2



写真3



写真4



目的外建物

物件1(敷地)

写真5



物件1(敷地)

私道

写真6



車道

物件1(敷地)

写真7



写真8



写真9



写真 10



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18



写真 19



写真 20



令和 7 年 (ヌ) 第 18 号
令和 7 年 10 月 20 日現地調査
令和 7 年 11 月 28 日評 価

広島地方裁判所 福山支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

吉 田 力 印

第1 評価額

一括価格	
金 2,822,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 1,370,000円
物件2(建物)	金 1,452,000円

1. 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は物件1に係る土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	尾道市久保町字奥猿坊谷 44番1 宅地 300.00㎡	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	尾道市久保町字奥猿坊谷44番地1 44番1 居宅 木造瓦葺2階建 1階 115.46㎡ 2階 54.15㎡ 延べ 169.61㎡	同 左
番号	特 記 事 項		
1	物件1土地上に目的外の登記建物（下記記載は現況）が存在する。 種 類 : 居宅・物置 構 造 : 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 : 1階 約 54㎡ : 2階 約 24㎡ 延べ 約 78㎡		
1	現地外周長の概測、尾道市都市計画図（1/2500）やその他の公的図面、航空写真等による図上計測から、物件1の土地は公簿面積に対して、40%～50%程度の縄伸びの可能性が認められる。 なお、正確な地積の把握に当たっては、専門家による測量を要する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R山陽本線「尾道」駅の北方・直線距離約 2,800 m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ傾斜地の住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的 な 規 制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 ・ 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 (60% ・ 200%) なし 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規 模 : 300.00 m ² 形 状 : ほぼ整形 間 口 : 約 26 m 接面状況 : 中間画地 奥 行 : 約 20 m その他 : 公簿面積に対し縄伸びが認められる。 概ね平坦な地勢であるが一部法地となっている。	
接面道路の状況	北側 約 3.1 m 舗装 私道 高低差 約0~2m低い 建築基準法42条2項道路(※) 南東側 約 1.8 m 舗装 里道 高低差 約0~0.5m高い 建築基準法の道路でない(※) ※尾道市建築指導課において上記説明を受けた。 なお、買受希望者自身による確認が必要である。	
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は戸建住宅等。 目的外建物 : 木造2階建の居宅・物置が存する。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専 川水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都 市 ガ ス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供 給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・L P G等はこれに 含まれない。
	公 共 下 水	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団 地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の 各種集落排水は含むものとする。

特 記 事 項	・ 物件 1 土地の北側は舗装私道で、車両による出入りは当該私道を介している。私道通行権等詳細は不明である。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載):昭和61年4月11日 新築 経 過 年 数: 約 40 年 経済的残存耐用年数: 約 2 年
仕 様	構 造: 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根: 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁: リシン吹付 内 壁: クロス貼, 聚楽壁等 天 井: クロス貼, 敷目天井等 床 : フローリング、畳、タイル等 設 備: 電気、給排水等 そ の 他: 特になし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途: 居宅 間 取 り: 添付の附属資料「概略建物間取図」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ 建築確認番号: 第1155号: 昭和60年9月4日 ・ 検査済番号 : 台帳登録なし ・ 建築計画概要書によると、本件建物建築時の接道は、南西側里道からであり、1.5～1.53mセットバックすることとなっている。 ・ 目的土地（物件1）上に、土地所有者と同一名義の登記目的外建物が存する。 所 在: 尾道市久保町字奥猿坊谷44番地1 家 屋 番 号: 1971番 構 造: 現況 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 種 類: 現況 居宅・物置 床 面 積: 公簿 1階42.97㎡,2階23.14㎡,延べ66.11㎡ 現況 1階約54㎡,2階約24㎡,延べ約78㎡ 建 築 時 期: 不明（昭和58年以前）

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	22,200	1.05	300.00	0.70	1	4,895,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、北側で幅員約3.1m舗装私道に略等高接面する地積約150㎡程度の略整形な中間画地とした。

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化補正 c	地域格差 d	規準価格 (円/㎡) a×b×c×d
34,700	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{156}$	22,200

a. 地価公示価格（尾道－12）

b. 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

c. 標準化補正：必要なし。

d. 地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定。

イ 個別格差：

二方路	1.01
形状	0.97
規模	0.85
一部法地	0.90
縄伸びの可能性	1.40
相乗積	1.05

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	180,000	169.61	0.03	1	916,000
一括価格 (合計)					916,000

ウ 現価率：

(物件 2)

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a + b	残価率	観察減価
40 年	2 年	42 年	0 %	30 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.03$$

エ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は 1 と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	4,895,000	0.50	法定地上権	2,448,000

イ 土地利用権等割合：物件2及び目的外建物の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア+イ)× ウ×エ×オ
1	4,895,000	－ 2,448,000		0.80	0.70	1,370,000
2	916,000	＋ 1,677,000	1.00	0.80	0.70	1,452,000
一 括 価 格 (合 計)						2,822,000

イ 土地利用権等割合：物件2に加算する土地利用権等価格については、土地利用権等価格の総額を、物件2と目的外建物の床面積で按分することにより下記の手順で求めた。

$$\begin{aligned} & \text{土地利用権等価格} \times (\text{物件2延床面積} \div (\text{物件2延床面積} + \text{目的外建物延床面積})) \\ & 2,448,000 \text{円} \times (169.61 \div (169.61 + 78)) \\ & \approx 1,677,000 \text{円} \end{aligned}$$

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、法定地上権の付着する目的外建物が存することにより、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格（尾道－12）

所 在 : 尾道市久保町字旭が丘2197番3
価 格 : 34,700円/㎡
位 置 : J R山陽本線「尾道」駅 北方 道路距離 約 4.0km に位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 152㎡
供給処理施設 : 水道・ガス
接 面 街 路 : 西側 5m 市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域 第1種中高層住居専用地域 (建蔽率 60%、容積率 200%)
地 域 の 概 要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

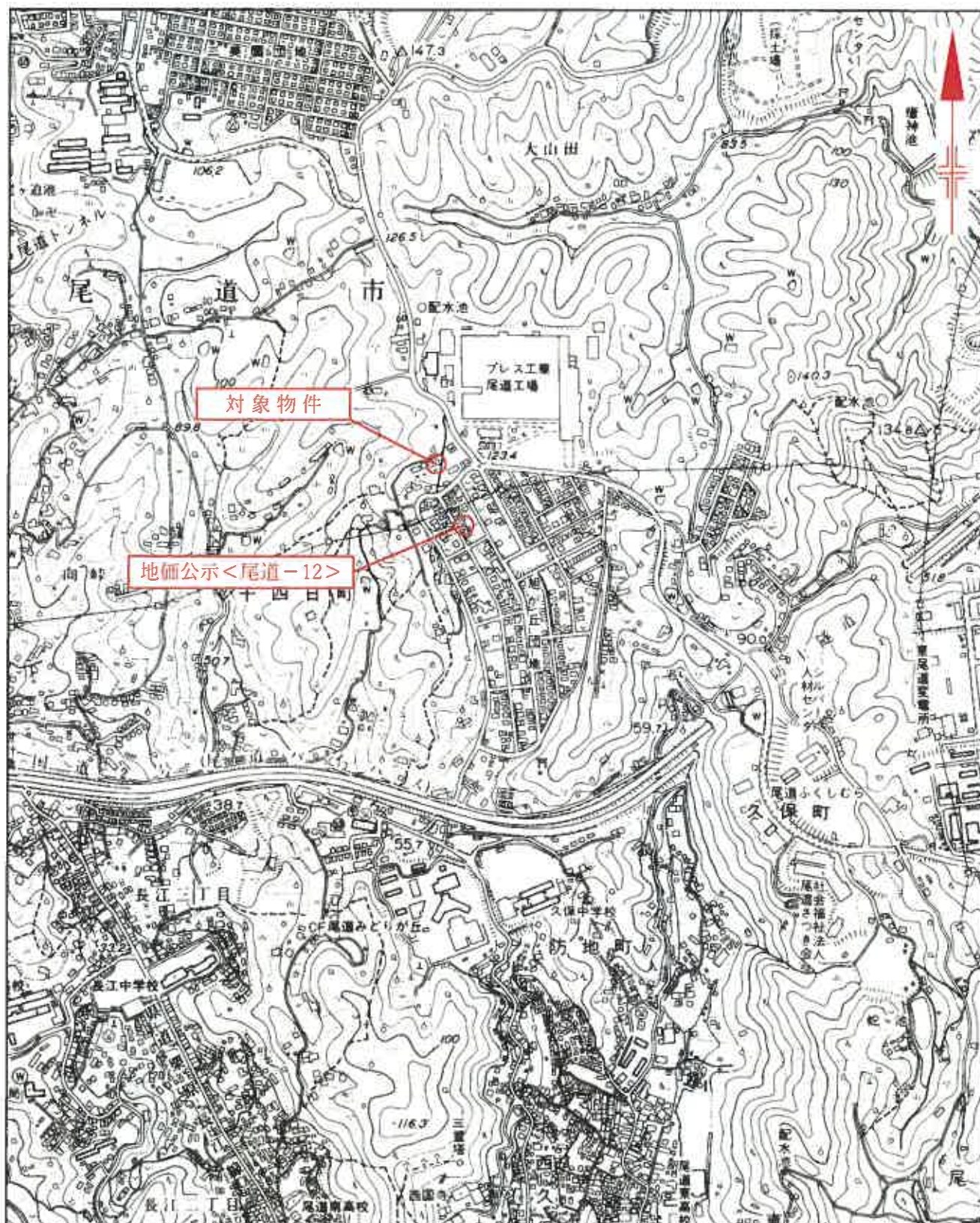
物件1	4,592,100 円	（1㎡当たり 15,307 円）、	課税地積	300.00 ㎡
物件2	2,384,675 円	（1㎡当たり 14,060 円）、	課税床面積	169.61 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

1. 受命物件の位置図（尾道市「白図」縮尺 1/10,000）
2. 受命物件の位置図（国土地理院地図 縮尺 1/25,000）
3. 公図写し（法務局備付）
4. 建物図面・各階平面図写し（法務局備付） ※A3版→A4版へ縮小
5. 概略建物間取図

以 上



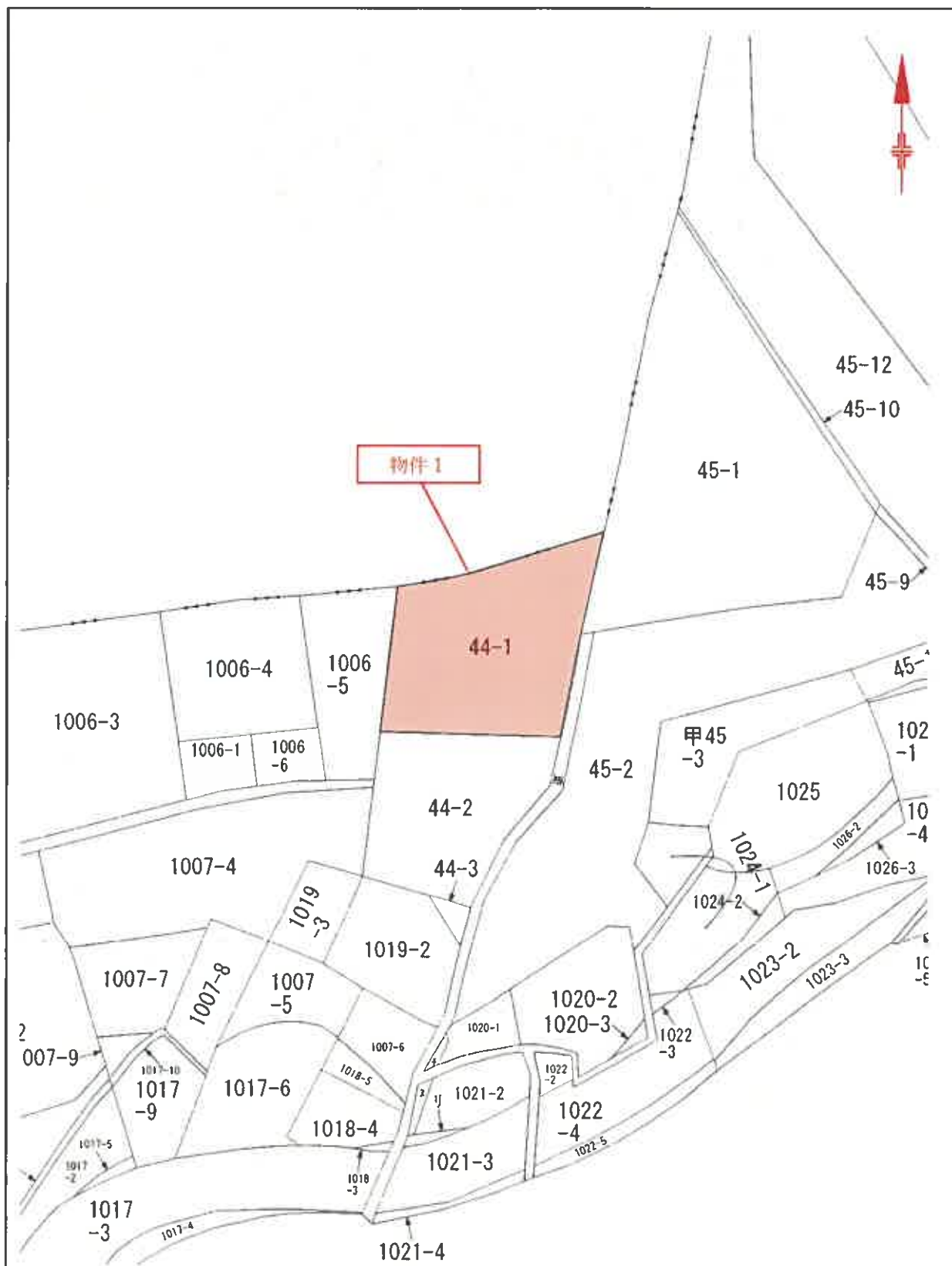
位置図

1/10,000
尾道市白図



国土地理院地図

1/25,000



公 図 写

1 / 600 地図に準ずる図面
尾道市久保町字猿坊谷

2140002

各階平面図

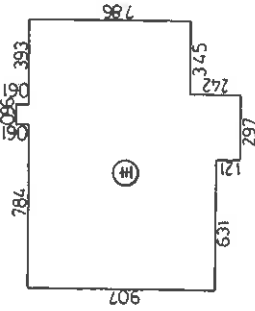
家屋番号 44-1

建築物図面

建築物の所在 尾道市久保町字奥隈坊谷 44-1

561.4.18

壹階

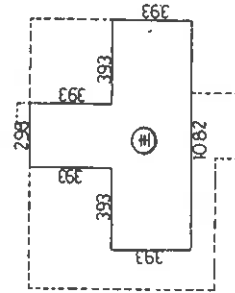


求 積

096	X	061	=	05956
631	X	907	=	572317
297	X	1028	=	305316
345	X	786	=	271170
				計
				1154659

床面積 115.46㎡

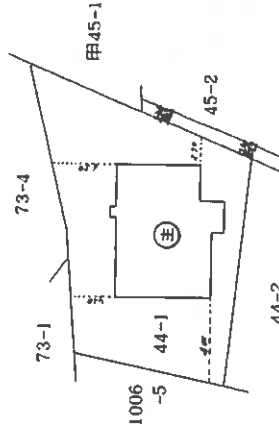
貳階



求 積

296	X	393	=	116328
1082	X	393	=	425226
				計
				541554

床面積 54.15㎡



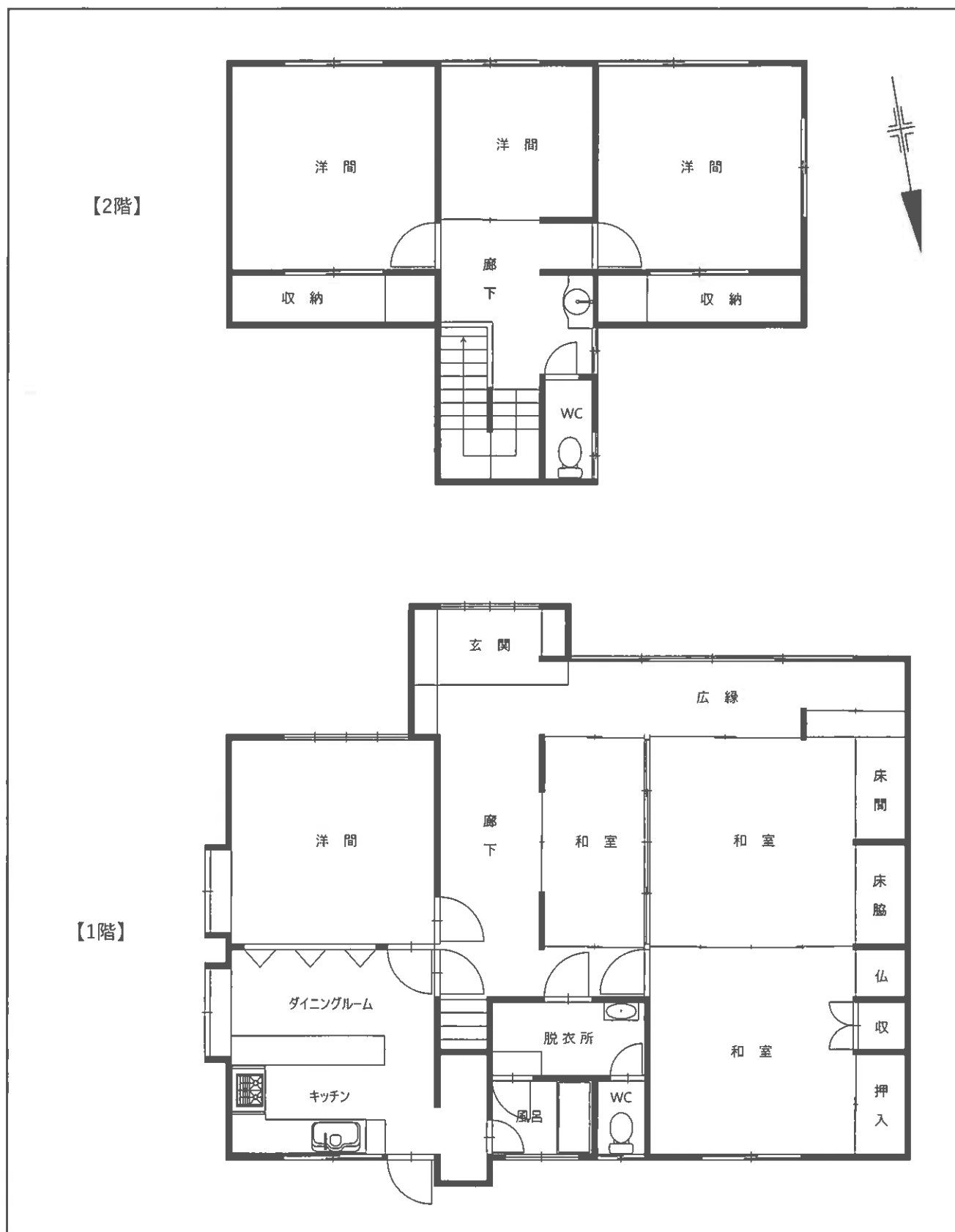
作製者 土地家屋調査士

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(広島県土地家屋調査士会用紙)



概略建物間取図

scale ≒ 1 / 100